２．用語の定義

この細則で使用する用語の定義については、利用細則（当座勘定取引）および「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」によるほか、次のとおりとします。

（１）引落入金依頼電文

オンライン取引先が引落入金依頼を行うための、利用細則（当座勘定取引）第１編Ⅳ．１．に定める次の電文をいいます。このうち、イ、の電文を「引落入金依頼電文（顧客送金）」といい、ロ、の電文を「引落入金依頼電文（金融機関間送金）」といいます。

イ、「CUSTOMER TRANSFER(DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」

（業務処理区分コード：211601または213101）

ロ、「BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」

（業務処理区分コード：211602または213102）

（２）当預入金（海預）明細

　　　日本銀行が外国中央銀行等からの依頼等に基づきオンライン取引先の当座勘定への入金を行う場合に送信する、利用細則（当座勘定取引）第１編Ⅳ．４．に定める次の電文をいいます。このうち、イ、の電文を「当預入金（海預）明細（顧客送金）」といい、ロ、の電文を「当預入金（明細）電文（金融機関間送金）」といいます。

イ、「CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」（2330-00100）

　ロ、「BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」（2330-00300）

（３）コンピュータ接続等

　　　引落入金依頼電文または当預入金（海預）明細におけるコンピュータ接続またはファイルアップロード・ダウンロード機能をいいます。

（４）ＭＴ電文

　　　ＳＷＩＦＴにより送受信される電文のうち、ＳＷＩＦＴが定める「ＭＴ」に分類されるものをいいます。この細則においては、ＭＴ１０３、ＭＴ２００、ＭＴ２０１、ＭＴ２０２、ＭＴ２０２ＣＯＶおよびＭＴ２０３を対象としています。

（５）ＭＸ電文

　　　ＳＷＩＦＴにより送受信される電文のうち、ＳＷＩＦＴが定める「ＭＸ」に分類されるものをいいます。この細則においては、pacs.008、pacs.009およびpacs.009COVを対象としています。

（６）端末入力項目

　　　引落入金依頼電文の項目のうち、日銀ネット端末により入力可能な項目をいいます。

（７）端末入力外項目

引落入金依頼電文の項目のうち、端末入力項目以外のものをいいます。

（８）カバー情報

　　　ＭＴ電文、ＭＸ電文または引落入金依頼電文の「UNDERLYING CUSTOMER CREDIT TRANSFER」の項目群に設定される情報であって、当座勘定または海外預り金勘定への入金がその一部を構成する資金の決済経路に関するものをいいます。

（９）決済関係者

引落入金依頼電文またはＭＸ電文の別にそれぞれ次表に掲げる者をいい、これらの電文の「UNDERLYING CUSTOMER CREDIT TRANSFER」の項目群における次表に掲げるものを含みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 引落入金依頼電文 | ＭＸ電文 |
| ・PreviousInstructingAgent  ・IntermediaryAgent1  ・IntermediaryAgent2  ・IntermediaryAgent3  ・UltimateDebtor  ・InitiatingParty  ・Debtor  ・DebtorAgent  ・CreditorAgent  ・Creditor  ・UltimateCreditor | ・PreviousInstructingAgent1  ・PreviousInstructingAgent2  ・PreviousInstructingAgent3  ・IntermediaryAgent1  ・IntermediaryAgent2  ・IntermediaryAgent3  ・UltimateDebtor  ・InitiatingParty  ・Debtor  ・DebtorAgent  ・CreditorAgent  ・Creditor  ・UltimateCreditor |

（10）ＵＥＴＲ

ＳＷＩＦＴが定めるUnique End-to-End Transaction Referenceをいいます。

（11）海外預り金勘定コード

日本銀行が別に定める海外預り金勘定を表すコードをいいます。

（12）振込事務取扱先

　　オンライン取引先のうち、外国中央銀行等のために行う振込に関する特約において指定された先（注）をいいます。

　　（注）外国中央銀行等のために行う振込に関する特約を締結している金融機関の指定により、日銀ネットを利用して外国中央銀行等のために行う振込の委託を受ける先をいいます（日本銀行本店を勘定店とするオンライン取引先に限ります。）。

（13）コード一覧（海外預り金勘定）

「日本銀行金融ネットワークシステム・金融機関等コード一覧（海外預り金勘定）」をいいます。